

公益法人会計基準の実務的課題

—公益認定基準と健全な組織運営をめぐって—

馬場 英朗

(要約)

社会が求める多様なニーズに応じて、公益活動を民間の非営利部門が自発的に行えるように、2008年12月に公益法人制度が改革されたことにより、行政庁の恣意的な介入が排除され、一定の要件を満たせば公益認定を受けて公益法人を設立できるようになった。そして、公益認定基準に対応した財務諸表の表示を行うために公益法人会計基準も改正されたが、これらの規定は公益性というよりも税制優遇の判断基準となっており、規制機関による過度な介入がなされているという批判もある。

特に、公益認定基準が満たされているかどうかを数値的に測定するために財務3基準が導入されたが、その結果として公益法人は管理費の財源や、将来のリスク及び投資に備えるための内部留保を確保することが困難になっている。公益法人の事業内容や組織運営に過度な制約が生じては、民間主体による公益活動が阻害され、非営利組織がリスクをとりながらイノベーションを発揮するという世界的な潮流からも取り残されることになる。そのため、公益認定の理念と実際の組織運営との間に生じている歪みについて、改めて見直しを行う必要があると考えられる。

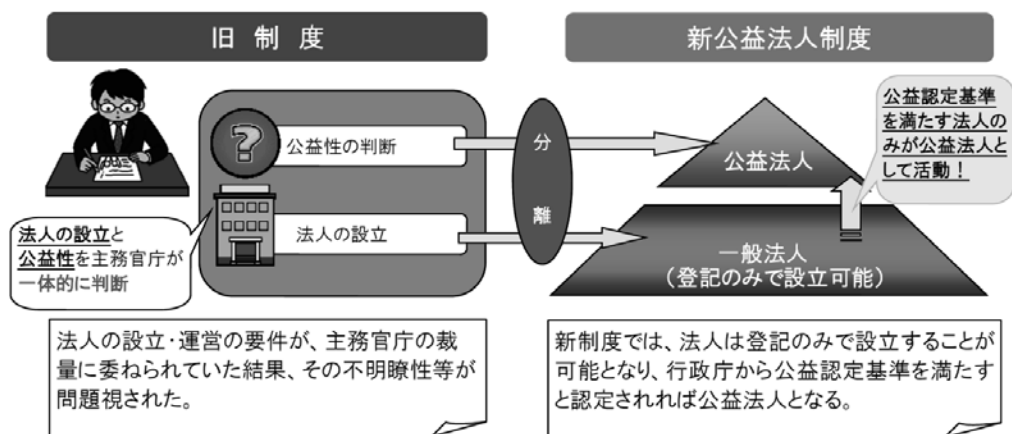
(キーワード) 公益法人制度, 公益性, 財務3基準, 収支相償, ガバナンス

1 はじめに

公益法人制度は1898年(明治31年)に施行された旧民法に始まり、志のある人の集まり(社団法人)、あるいは財産の集まり(財団法人)として、民間の公益活動の担い手として大きな役割を果たしてきた。しかし、制度制定以来120年近くが経過し、社会が大きく変化していくなかで、社会が求める多様なニーズに応じて、公益活動を民間の非営利部門が自発的に行える

ように、2008年12月に新しい公益法人制度が施行された（内閣府公益認定等委員会事務局 2016, p.2）。

そのため、新しい公益法人制度では行政による裁量権を排除し、できる限り準則主義に則った認定等を実現することを目的として法改正がなされている（内閣府公益認定等委員会 2013）。そして、図1に示すように主務官庁が直接に公益法人を監督するのではなく、イギリスにおけるチャリティ委員会も参考にして設置された合議制の第三者機関である、公益認定等委員会や公益認定等審議会（行政庁）が公益法人の認定及び監督を行っている。



内閣府公益認定等委員会事務局 (2016, p.2)

図1 公益法人の制度改正 (2008年)

このように現在の公益法人制度では、行政庁の恣意的な介入を排除し、民間主体による組織運営が尊重されているが、その一方で財務3基準（公益目的事業比率、収支相償、遊休財産額保有制限）を含めた詳細な公益認定基準が定められている。そして、公益認定基準に対応した財務諸表の表示を行うために公益法人会計基準も改正されたが、これらの規定は公益性というよりも税制優遇の判断基準となっており（江田 2012, 岡村 2015）、また規制機関による過度な介入がなされているという指摘もある（長谷川 2013）。

ただし、これらの指摘は主として個別的な論点を対象としており、公益法人会計基準が公益法人の組織運営にどのような影響を与えているか、その全体像は明らかになっていない部分もある。そこで本稿では、公益認定基準及び公益法人会計基準が公益法人の運営に与える影響について、組織運営の健全性の観点から俯瞰的に考察することを試みる。

2 公益法人制度の特徴

日本の非営利法人制度は旧来、主務官庁主導による指導監督が行われてきた。しかし、馬場（2005）において指摘したように、1998年に特定非営利活動促進法が施行されて以来、非営利法人は団体自身によるガバナンスを整備するとともに、広く一般に情報公開を行って市民からの監視を受けるといった民間主導の管理体制へと移行しつつある。

そして、公益法人についても表1に示すように、2008年に施行された公益法人制度改革関連3法（法人法・認定法・整備法）により、理事や監事の責任が明確化されるとともに、計算書類等の一般への公開が法令によって義務づけられた。特に、監事の理事会への出席義務や、会計監査人による外部監査は、認定NPO法人には規定されていないものであり、公益法人にはより高度な自己規律が求められていると考えられる。

したがって、主務官庁の裁量に基づく旧来の許可主義と比較して、一定の要件を満たせば公益認定を受けることができる現在の制度では、公益法人の自主性及び主体性が飛躍的に高められている。ただし、その結果として、公益法人は行政庁からの影響を受けず、全く自由に活動できるようになったわけではない。例えば、所轄庁による立入検査の権限が、法令違反等の疑いがある場合に限定されているNPO法人とは異なり、公益法人に対しては行政庁が必要とする限度において立入検査を実施できるとされており、概ね3年に1回を目途として定期的・継続的に行政庁からの指導監督が行われる。

また、次節で詳述する公益認定基準を満たすために、公益法人は事業内容を行政庁に逐一確認したり、資金使途が制約されたりする状況も生じている。公益認定基準は本来、公益法人が公益目的事業を適切に遂行することを審査するための規定であるが、それと同時に税制優遇の可否を判断する役割も兼ねている。そのため、公益法人に対して一定の規律が求められることは当然ではあるが、それによって公益法人の事業内容や組織運営に過度な制約が生じては、民間主体による公益活動を阻害し、結果として行政庁からの実質的な介入を招くことになってしまうために本末転倒な状況が生じる¹⁾。

1) 例えば、岡本（2017）は日本尊厳死協会やかわさき市民ききんが不認定とされた公益性の判断基準をめぐって、官民における公益性の考え方の違いや、個別事業に対する行政庁ごとの審査の相違を指摘している。

表1 公益法人・NPO法人の制度

	公益法人	一般法人	NPO法人	認定NPO法人
根拠法令	公益法人制度改革関連3法 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律【法人法】 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律【認定法】 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律【整備法】		特定非営利活動促進法	
設立	公益認定等委員会／公益認定等審議会による認定	準則主義	認証主義	都道府県／政令市による認定
行政庁	内閣府／都道府県	なし	都道府県／政令市	
監督	必要な限度において立入検査【認定法第27条】及び勧告【認定法第28条】	特になし	法令違反等またはその疑いの相当な理由があるとき報告・立入検査【第41条】及び改善命令【第42条】	法令違反等またはその疑いがあるとき報告・立入検査【第64条】及び勧告【第65条】
会計基準	公益法人会計基準	特になし	NPO法人会計基準など	
備置閲覧	一般への計算書類等の備置閲覧【認定法第21条】	社員・債権者への計算書類等の備置閲覧【法人法第129条】	利害関係者への計算書類等の備置閲覧【第28条】	一般への計算書類等の備置閲覧【第54条】
情報公開	行政庁による計算書類等の公開【認定法第22条】	特になし	所轄庁による計算書類等の公開【第30条】	
法人税	公益目的事業は非課税、その他は収益事業課税	原則として全所得に課税(非営利型法人は収益事業課税)	収益事業課税 (認定NPO法人にも免除なし)	
寄付税制	個人寄付者に対する所得控除(PSTを満たせば税額控除も)	優遇なし	優遇なし	個人寄付者に対する所得控除及び税額控除
内部監査	監事による理事の職務執行・法人の財産状況の監査【法人法第99条】及び監事の理事会への出席義務【法人法第101条】		監事による理事の業務執行・法人の財産状況の監査【第18条】(理事会への出席義務の規定なし)	
外部監査	会計監査人の設置(負債50億円以上、収益または費用・損失が1,000億円以上)【認定法第5条第12号・認定法施行令第6条】	会計監査人の設置(負債200億円以上)【法人法第62条】	特に規定なし	

出所：筆者作成

3 公益認定基準の概要

認定法の第5条には、以下のような公益認定の基準が明示されている（内閣府公益認定等委員会事務局 2016, pp.4-5）。また、法人によって行われる個別の事業が公益目的事業に該当するか、すなわち不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するかどうか事実認定する際の留意点として「公益目的事業のチェックポイント」なども公表されている。

<公益性：公益に資する活動をしているか>

(1) 公益目的事業を行うことを主としていること

公益法人は公益目的事業（学術、技芸、慈善その他の公益に関する事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの）を行うことを主たる目的とする（第1号）。そのため、公益目的事業比率が50%以上である必要がある（第8号）。

なお、公益目的事業比率は経常費用総額に占める公益目的事業費の割合によって算定されるが、このとき事業管理費（専務理事等の理事報酬、事業部門の管理者の人件費、管理部門で発生する費用（職員の人件費、事務所の賃借料、光熱水費等）など）については、事業との関連性に応じて事業費に配賦することができるとされている（FAQ問V-3-②）。

(2) 特定の者に特別の利益を与える行為を行わないこと

社員や理事・監事、使用人などの法人の関係者や（第3号）、株式会社その他の営利事業を営む者などに（第4号）、社会通念からみて合理性を欠くような利益や優遇を与えてはいけない。

(3) 収支相償であると見込まれること

公益目的事業に係る収入の額が、その事業に必要な適正な費用をまかなう額を超えてはいけない（第6号）。その理由は、公益目的事業は不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与すべきであり、公益目的事業の遂行にあたっては、動員可能な資源を最大限に活用し、無償または低廉な対価を設定することなどにより、受益者の範囲を可能な限り拡大することが求められるからである。また、公益目的事業から生じた所得に対する法人税が非課税とされている点も、収支相償が厳格に求められる大きな理由であると考えられる。

この収支相償は、二つの段階によって判断される（FAQ問V-2-⑤）。第一段階として、各事業単位で収支をみて収入が費用を上回る場合、その剰余金は事業の発展や受益者の範囲の拡充に充てられるべきものであるため、当該事業に係る特定費用準備資金を計画的に積み立てることによって収支相償の基準が満たされる²⁾。

2) 予想外の事情の変化等によって剰余金が生じる場合には、この剰余金が連年にわたって発生し続けるも

続いて第二段階では、公益目的事業に加えて必ずしも特定の事業に係る収支には含まれないものの、法人の公益活動に属する収支（収益事業会計からの繰り入れなど）も加味して法人の公益活動全体の収支をみる。なお、特定費用準備資金を積み立てても剰余金が生じる場合は、公有目的保有財産の取得資金や将来の事業拡大資金に充てることができるが、過去に生じた赤字の補てんや借入金の返済等に充てるとは剰余金の解消方法として認められていない。

(4) 一定以上に財産をためこんでいないこと

法人の純資産に計上された額のうち、具体的な使途の定まっていない遊休財産額は、1年分の公益目的事業費相当額を超えてはいけない（第9号）。

法人内部に過大な財産が蓄積された場合、本来は公益目的事業に使用されるべき財産の死蔵につながるため、速やかに公益目的事業に使用されるように、使用されていない財産に保有可能な上限を設けている。

(5) その他（理事等の報酬への規制、他の団体の支配への規制）

理事、監事、評議員に対する報酬等については、不当に高額にならないような支給の基準を定める必要がある（第13号）。

また、実態として営利活動を行うといった事態が生じないように、他団体の意思決定に関与できる株式等の財産を保有してはいけない（第15号）。

<ガバナンス：公益目的事業を行う能力・体制があるか>

(1) 経理的基礎・技術的能力を有していること

安定的かつ継続的に公益目的事業を実施するために、法人が公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎と技術的能力を有する必要がある（第2号）。

(2) 相互に密接な関係にある理事・監事が3分の1を超えないこと

理事および監事のうち、親族（第10号）や他の同一団体の理事あるいは使用人（第11号）など、相互に密接な関係にある者の合計数が3分の1を超えてはいけない。

(3) 公益目的事業財産の管理について定款に定めていること

公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その管理について必要な事項を定款に定める（第16号）。

また、法人税等の優遇を受けている公益目的事業財産は、公益目的のために最後まで消費さ

ゝのではなく、当該事業を通じて短期的に解消される見込みであれば、弾力的に取扱うこともあり得るとされている。

れるべきものであるため、公益認定の取消しを受けたとき（第17号）や、解散したとき（第18号）は残った財産を、他の公益法人や国・地方公共団体などに贈与する旨を定款に定める必要がある。

（4）その他（会計監査人の設置、社員の資格の得喪に関する条件等）

一定規模以上の法人は会計監査人を置く必要がある（第12号）。また、社員の資格の得喪や議決権の行使に関して、不当に差別的な取扱いをする等の条件を付してはいけない（第14号）。

したがって、上記の公益認定基準に従っていれば、公益法人を設立して公益目的事業を実施できるという点で、旧来の許可主義とは異なり、現在の公益法人制度では行政庁の裁量が排除されているといえる。また、公益認定基準に設けられた規定には、各々が想定する合理的な理由があり、公益法人の活動を必ずしも制約する意図はないと考えられる。

それにもかかわらず、少なからぬ公益法人の実務者及び会計専門家が、公益認定と公益法人会計に関する問題点を指摘しているのはなぜであろうか³⁾。それは、本来であれば事業内容と組織運営のガバナンスに基づいて判断されるべき「公益性」を、会計数値によって間接的に判定しているために、個々の公益認定基準を満たすように会計処理を行うと相互矛盾が生じて、組織運営に歪みが生じるためであると考えられる。

4 公益法人会計に生じる歪み

公益法人会計基準は旧来、資金収支計算をベースにしてきたが、2004年に損益計算をベースとする新しい会計基準が導入された（平成16年基準）。そして、2008年に公益法人制度改革関連3法が施行されたため、公益認定基準に対応するように改正が行われた（平成20年基準）。ただし、公益法人会計基準を実際に適用するには実務上多くの検討事項があり、内閣府は「新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問（FAQ）」を公表し、現在も継続的にFAQの修正・追加を行っている⁴⁾。

現在の公益法人会計基準は、受け入れ資金の用途制約による区分（一般正味財産増減の部・指定正味財産増減の部）を導入するなど、アメリカの非営利組織会計基準による影響を強く受けている。ただし、アメリカの非営利組織会計基準は、利害関係者へのディスクロージャーを

3) 内閣府公益認定等委員会（2015）では、内閣府が実施したアンケートや、公益法人協会及び日本公認会計士協会に対する意見聴取に基づいて公益法人会計の課題を抽出しているが、公益認定と会計基準の分離や、会計区分の緩和、収支相償及び指定正味財産の考え方などの問題点が検討されている。

4) 将来の収支変動に備えるための特定費用準備資金の要件緩和、収支相償の剰余金解消計画の1年延長、公益目的保有資産としての金融資産の取得など、継続的に公益法人会計基準の運用が見直されているが、認定法と会計実務のつじつま合わせにとどまり、抜本的な矛盾解消には至っていない部分もある。

主目的とするのに対して、公益法人会計基準は公益認定の審査に用いることが想定されており、複雑な会計規定が設けられている。その結果として、公益法人は図2に示すように、財務3基準（公益目的事業比率、収支相償、遊休財産額保有制限）等の要件に抵触しないように、正味財産増減計算書内訳表等の金額を調整する必要が生じる。

すなわち、公益目的事業比率を50%以上にするためには、公益目的事業費の割合を高くする必要があり（図2(a)）。そのため、FAQ問V-3-②によって、上述したように管理部門で発生した費用についても事業費に配賦することが許容されている（図2(b)）。ただし、公益法人会計基準に従うと、受け入れた寄付や補助金などの資金は特別な用途を明示しない限り、公益目的事業会計に支出するという財源別に区分した会計処理が行われるが、公益目的事業会計には収支相償が求められる。そのため、認定法が定める文言通りに公益法人を運営しようとする、受け入れた収入の大部分が公益目的事業に費消されて、FAQ問VI-1-②にも疑問が示されているように、法人自体の管理運営に充てるための資金が不足してしまう（図2(c)）。

公益認定基準に内包されるこのような問題は、内閣府公益認定等委員会も十分に認識していると思われるが、認定法がこのような定めになっている以上、どうしようもない部分もある。そのため、管理費をできるだけ事業費に配賦することが実務的に推奨されるとともに、本来であれば法人会計の区分に計上することが適当な管理運営費であっても、法人会計にはその財源となるべき収入が計上されないため、公益目的事業会計に事業管理費として区分せざるを得ないという歪みを引き起こしている。

さらに、公益目的事業会計には各事業単位と、公益活動全体における2段階の収支相償が求められるため、内部留保を蓄積することが非常に難しいという問題もある（図2(d-1)及び(d-2)）。非営利組織が「内部留保」というと、不正蓄財がイメージされて拒否感をもたれることも多いが、馬場（2007）で議論したように、現実の組織運営においては適正水準の内部留保を確保することが不可欠である。そのため、将来の支出や収支変動に備える特定費用準備資金あるいは公益資産取得資金を積み立てれば、収支相償が満たされると拡大解釈することにより、認定法と現実との間に生じる歪みの調整が図られているが、その結果として無理な事業拡大や過剰な資産取得を強いることになり、安定的・持続的な組織運営が阻害されるリスクもある。

公益法人制度では、公益目的事業に法人税が課されないことや、過去に一部の公益法人が過大な内部留保を蓄積し、その財産を私的流用する問題が生じたことから、収支相償が厳格に求められていると考えられる⁵⁾。しかし、海外の非営利組織制度をみると、公益目的事業に対する法人税の減免が認められる場合であっても、収支相償は求められておらず、過大な内部留保が蓄積される場合は利害関係者がその是非を判断し、納得できなければ寄付等の資金拠出を控

5) 公益法人制度改革の経緯については、小山（2009）に詳しくまとめられている。

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計				法人会計	内部取引消去	合計
	A事業	B事業	共通	小計	a事業	b事業	共通	小計			
I 一般正味財産増減の部											
1. 経常増減の部											
(1) 経常収益											
基本財産運用益											
中科目別記載											
特定資産運用益											
中科目別記載											
受取会費											
中科目別記載											
事業収益											
中科目別記載											
受取補助金等											
中科目別記載											
受取負担金											
中科目別記載											
受取寄付金											
中科目別記載											
.....											
経常収益計											
(2) 経常費用											
事業費											
中科目別記載											
.....											
管理費											
中科目別記載											
.....											
経常費用計											
評価損益等調整前当期経常増減額											
基本財産評価損益等											
特定資産評価損益等											
投資有価証券評価損益等											
評価損益等計											
当期経常増減額											
2. 経常外増減の部											
(1) 経常外収益											
中科目別記載											
経常外収益計											
(2) 経常外費用											
中科目別記載											
経常外費用計											
当期経常外増減額											
他会計振替額											
当期一般正味財産増減額											
一般正味財産期首残高											
一般正味財産期末残高											
II 指定正味財産増減の部											
受取補助金等											
.....											
一般正味財産への振替額											
.....											
当期指定正味財産増減額											
指定正味財産期首残高											
指定正味財産期末残高											
III 正味財産期末残高											

(d-1) 事業ごとの収支相償 (第一段階)
 剰余金を過去の赤字に充当することは不可 (FAQ問V-2 -⑤)

(d-2) 公益活動全体の収支相償 (第二段階)
 (認定法第14条)

(c) 法人会計には適正な範囲内の黒字が生じてても可 (FAQ問V-8-②)
 ただし、管理費に充てる財源は割合や使途の指定が必要 (FAQ問VI-1 -②)

(b) 事業管理費の事業費への按分 (FAQ問V-3 -②)

(a) 公益目的事業比率が50%以上 (認定法第15条)

(e) 収益事業会計に生じた利益の50%以上を公益目的事業会計に繰り入れなければならない (認定法第18条第4号)
 収益事業会計から法人会計への繰り入れも可 (FAQ問VI-2-⑥)

(f) 財団法人は純資産額が2事業年度連続 300万円未満になると解散 (法人法第202条第2項)

出所：筆者作成

図2 正味財産増減計算書内訳表の構造

えるという民間主体のガバナンスになっている。

適正水準の内部留保を確保することは、非営利組織であろうとも財務的生存力の観点から当然必要になる⁶⁾。そのため、受け入れた収入を原則として使い切ることが求められる日本の公益法人制度は、国際的にみても非常に特異なものとなっている。特に、FAQ問V-2-⑤に示されるように、年度の剰余金を過去に生じた赤字の穴埋めに充てられないことは、民間組織の一般的な経営感覚とも大きくかい離している⁷⁾。

諸外国では近年、塚本(2008)にもまとめられているように、非営利組織が生み出すイノベーションが注目されており、リスクを取りながら社会的課題を解決する社会的起業やソーシャル・ベンチャーの取り組みが広がっている。しかし、認定法が規定する収支相償に準拠すると、新規事業を開始する際には事前に剰余金を蓄積し、将来の損失に備える特定費用準備資金を積み上げておかなければ、発生した損失を埋め合わせる方法がなくなってしまう。そのため、リスクを取って新規事業を立ち上げ、徐々に収支を改善しながら投下資本を回収していくという、民間組織としては極めて常識的な経営戦略をとることが著しく阻害されている⁸⁾。

公益法人制度においても、収益事業会計に生じた利益の一部を法人会計に繰り入れること(図2(e))などによって純資産を厚くすることは可能であり、また公益財団法人については純財産が2事業年度連続して300万円を下回ると解散する必要があることから(図2(f))、必ずしも純資産を厚くすること自体が否定されているわけではない。しかし、現実には収支相償と、適切な内部留保の蓄積とを両立することは非常に困難であり、多くの公益法人において実務的な問題を生じさせている。

5 結論と展望

公益法人会計基準は、公益認定基準が満たされているかどうかを数値的に測定し、客観的に判断するためのツールとして、非常に精緻な仕組みを備えている。しかし、個々の公益認定基

6) Anthony (1978, pp.88-89) は、非営利組織であっても緊急時に備え、事業拡大や設備投資を行う範囲での剰余金は必要であると指摘している。またACEVO (2004, p.15) は、イギリスのある有力な非営利組織では将来の発展コストを確保するために、実際に必要なコストの110%を基準にして価格設定を行っていると紹介している。

7) 太田(2014)は収支相償により、(1)黒字が出そうだから不要な公益資産の取得や事業費用の支出で帳尻を合わせるモラルハザード、(2)赤字を出さない経営努力が咎められる世間常識とのかい離、(3)過去の赤字から脱却しても黒字が出た年だけをみて違反とされる単年度主義、(4)法人の成長力や生存力を奪うことによるゴーイングコンサーンの阻害、という問題が引き起こされていると指摘している。

8) さらに、第一段階の収支相償により、特定の公益目的事業会計に生じた剰余金によって、他の公益目的事業会計の損失を補てんすることも認められない。そのため、実務的にはできるだけ公益目的事業会計を細分化せずに会計処理することが推奨されている実態もあり、利害関係者の意思決定に資するというディスクロージャーの観点からは本末転倒な状況が生じている。

準が合理的であったとしても、それらを矛盾なく同時に満たすことは容易ではない。その結果として、公益法人は法人運営に係る管理費の財源や、将来のリスク及び投資に備えるための内部留保を確保することが難しい状況に陥っており、民間主導による運営を目的として設定された公益認定基準が、公益法人の健全な組織運営に対して意図せざる制約を引き起こしている。

アメリカやイギリスの非営利組織制度にもみられるように、諸外国では非営利組織の公益性の有無は、事業目的の有益性や組織運営のガバナンスなどを考慮しながら総合的に判断されており（金子 2015, 尾上 2015）、その団体の活動自体に公益性が認められるがゆえに、公益目的の事業に対する法人税の減免も認められている。日本の公益法人制度では、法人税の免除を理由として収支相償等の財務3基準が公益認定の要件に含まれているが、そもそも剰余金や残余財産の分配が禁止されている時点で、団体の財産は公益目的に費消することが担保されている。そのため、不当あるいは非効率のない範囲において、資金の使途や剰余金をどのように管理するかということは、民間組織自身のガバナンスに帰すべき事項であるとも考えられる。

公益法人会計基準に係る個別の問題点については、すでに内閣府公益認定等委員会(2015)において指摘されているように、会計区分の複雑化や収支相償の妥当性などが提起されているが、その根本的な課題が引き起こされているのは、公益性を財務数値によって判定するという日本の公益法人制度に特有な考え方に大きな原因がある。公益法人の財務数値をモニタリングすることは非常に重要なことではあるが、過度に硬直的な財務運営が求められると、リスクをとりながらイノベーションを発揮するという、民間非営利組織に本来期待されている長所が損なわれてしまう。公益認定の理念と実際の組織運営に生じているギャップについて、改めて見直しが必要な時期がきているのではないかと思料される。

参考文献

- ACEVO (2004) *Funding our Future: Core Costs Revised, third edition*, Association of Chief Executives of Voluntary Organisations.
- Anthony, Robert N. (1978) *Financial Accounting in Nonbusiness Organizations: An Explanatory Study of Conceptual Issues*, FASB Research Report.
- 馬場英朗 (2005) 「NPOディスクロージャーの現状と課題—アカウンタビリティとのミスマッチ解消に向けて」『ノンプロフィット・レビュー』vol.5, no.2, pp.81-92。
- 馬場英朗 (2007) 「行政からNPOへの委託事業における積算基準—フルコスト・リカバリーの観点から」『ノンプロフィット・レビュー』vol.7, no.2, pp.83-95。
- 江田寛 (2012) 「公益認定制度における「財務三基準」の意義」『公益・一般法人』no.826, pp.13-19。
- 長谷川哲嘉 (2013) 「非営利会計基準の意義を問う—制度に歪められた平成20年公益法人会計基準」『公益・一般法人』no.849, pp.4-11。
- 金子良太 (2015) 「米国の非営利組織の公益性判断基準」『非営利法人研究学会誌』vol.17, pp.25-36。
- 小山裕 (2009) 「公益法人制度改革前史・序章—改革はこう始まった」『嘉悦大学研究論集』vol.51, no.3, pp.115-131。
- 内閣府公益認定等委員会 (2013) 「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」。
- 内閣府公益認定等委員会 (2015) 「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」。

- 内閣府公益認定等委員会事務局 (2016) 「民間が支える社会を目指して—「民による公益」を担う公益法人」。
- 太田達夫 (2014) 「公益法人協会コラム この罪深きもの—収支相償」 http://www.kohokyo.or.jp/kohokyo-weblog/column/2014/05/post_123.html (最終アクセス2017年5月6日)。
- 岡本仁宏 (2017) 「注目“答申”でみる行政庁の法人監督最前線—不認定・是正勧告に焦点を当てて」『公益・一般法人』 no.936, pp.50-59。
- 岡村勝義 (2015) 「一般社団・財団法人の公益認定基準の検討—公益性判断基準と財務三基準」『非営利法人研究学会誌』 vol.17, pp.1-12。
- 尾上選哉 (2015) 「英国チャリティの公益性判断基準—チャリティ登録時を中心として」『非営利法人研究学会誌』 vol.17, pp.37-47。
- 塚本一郎 (2008) 「アメリカにおけるソーシャル・エンタープライズ研究の動向」塚本一郎・山岸秀雄編著『ソーシャル・エンタープライズ—社会貢献をビジネスにする』(第2章), 丸善, pp.17-32。